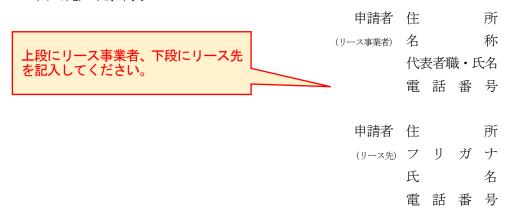
補助対象設備に関する貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

(あて先) 市原市長



補助対象事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

			補助金額			リース料総額		
	対象設備	対象設備 リース期間			※前払金を含む、税抜き金額			
		(月数)	市原市住宅	国の補助金	合計(c)	補助金なし	補助金あり	差額(f)
			用設備等脱	(b)	((a) + (b))	の場合(d)	の場合(e)	((d)-(e))
			炭素化促進					
			補助金(a)					
	Λ	か月	円	円	円	円	円	円
L	(注事項)							
	・ 助金ありの場合のリー 総額(e) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で							
リースをした設備。リースをした設備の「確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いて								
名を記入してくだ 締結 補助金の交付申請額 をもしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリ								
5	さい。							

- ・ 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・ 市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元される こと。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・ リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約 となっていること。